

新しい時代の高等学校教育の在り方 ワーキンググループにおける審議状況

令和2年9月24日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

【1】ワーキンググループにおける議論の全体像

○新時代に対応した高等学校教育の在り方（論点整理）概要... 1

【2】スクール・ポリシーについて

○スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善（イメージ） 3

○スクール・ポリシーの策定及び運用に係る方向性について... 4

【3】新たな普通教育を主とする学科の在り方について

○新たな学科の位置付けや教育の特色（イメージ） 20

○新たな普通教育を主とする学科に関する具体的な制度設計に関する論点 29

【4】高等学校通信教育について

○高等学校通信教育の質保証方策（概要） 43

○高等学校通信教育の質保証方策 53

1. 高等学校を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習歴、背景を持つ生徒が在籍しており、多様な実情・ニーズに応じた学びの実現が必要。
- 生徒の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、その能力を最大限に伸ばすためのものへの転換することが急務。
- 大学入学や就職などの出口のみを目標とすることなく、多分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠。
- 産業社会や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 各教科の知識・技能の教授以外にも、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むという社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・価値を再認識。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化。
- 対面指導かICT活用かという二元論に陥ることなく、最適な組合せにより、多様な生徒を誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びの実現が必要。

これらの前提を踏まえ、3.及び4.の方策を実施

個々の授業における個に応じた指導という側面に加え、生徒の興味・関心等に応じた学校選択や科目選択を可能・容易にするという側面からの個別最適化

3. 各学科・課程に共通して取り組むべき方策

◆20年後・30年後の社会像・地域像を見据えた高等学校教育の推進方策

- 将来社会を牽引する人材の育成のためには、国内外の大学や企業、地元自治体等の関係機関とも連携して学校外の実習機会も最大限活用した高度な学びを提供することが必要であり、また、多くの学校において高度な学びにアクセスすることを可能とするための学校間ネットワークを構築。
- 中山間地域や離島などの地域に立地する高等学校は、自宅から通学可能な唯一の高等学校として、多様な生徒のニーズに応えるための役割が求められることから、ICTも活用して複数校がそれぞれの強みを共有することにより、地理的制約を超えて多様かつ質の高い学びの機会を提供。
- 公立高等学校の配置を含めた在り方については、都道府県において、高等学校が持続的な地方創生の核としての機能をも有するという意識を持ちつつ、地域社会の関係機関と丁寧な意見交換を通じて、教育水準の維持・向上に向けて検討することが必要。その際、総合教育会議等を活用した首長部局との連携も有効。

◆スクール・ミッションの再定義／スクール・ポリシーの策定

- 各設置者が、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義。
- 各学校は、スクール・ミッションに基づき「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つのスクール・ポリシーを策定・公表し、カリキュラム・マネジメントを通じて教育活動を一貫した体系的なものに再構成。

◆地域社会や高等教育機関等の関係機関との協働

- 各高等学校のスクール・ミッションや実情等に応じ、地方公共団体、高等教育機関、企業や経済団体、NPO法人や福祉機関等との連携を推進。例えば、地域を支えるために必要となる力の育成を目指す学校においては、地方公共団体等との協働体制であるコンソーシアムを構築し、地域を題材とした探究的な学びを提供。

4. 学科・課程の特質に応じた教育実践の充実強化

◆学科の特質に応じた教育実践の充実強化

普通科改革

- 高校生の約7割が在籍する普通科においても、一斉的・画一的な学びではなく、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びを提供するという観点から、各学校の特色・魅力化の取組に応じて、「普通教育を主とする学科」として普通科のほかに、下記のような学科を設置者の判断によって設置することを可能化。
 - ・ SDGsの実現やSociety.5.0における現代的な諸課題への対応を図るために、学際科学的な学びに重点的に取り組む学科
…現代的な諸課題等に対応した領域横断的な教育を系統的に実施することや、高等教育機関や国際機関等との協働体制の構築を要件化
 - ・ 地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科
…地域課題等をテーマとした探究的な学びを3年間系統的に実施することや、地元自治体・企業等とコンソーシアムを構築すること、高校と地域を繋ぐコーディネートを配置することなどを要件化
 - ・ その他普通教育として求められる教育内容であって特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科

専門学科改革

- 経済団体等の産業界を核とし、地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方や高校段階での人材育成の在り方を検討するとともに、それらに基づく教育課程の開発・実践を推進。
- 最先端の職業教育を行うためには、施設・設備の充実が不可欠であり、設置者による計画的な整備や国・地方公共団体における財政的措置の充実が重要であるとともに、地元企業等の施設の活用等の様々な工夫による最先端の施設・設備に触れる機会の創出も有効。
- 総合学科においても、多様な科目開設を通じた主体的な学習を促す教育活動を更に推進するため、「産業社会と人間」を核としつつ、3年間の授業を系統的に実施することが必要。多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進。

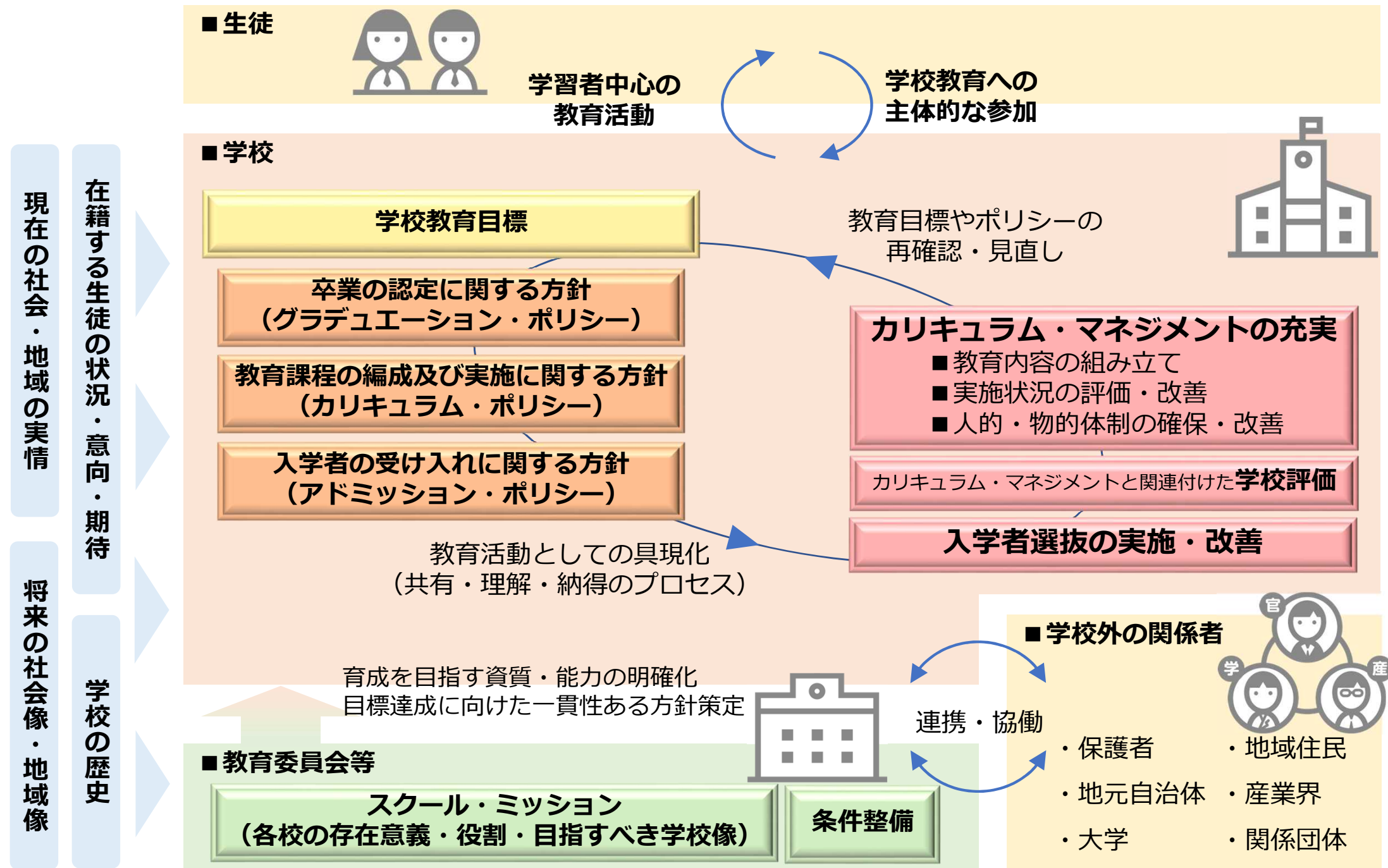
◆定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策

- 制度創設時と異なり、勤労青年以外にも多様な生徒を受け入れてきた定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な学習ニーズに応じてより一層きめ細かく対応できるように、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関との連携を図るとともに、ICTを効果的に利活用した指導方法等の検討・支援。

◆高等学校通信教育の質保証方策

- 通信制高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下で存分に学ぶことができるよう、点検調査等を通じて明らかとなった課題等を踏まえた質保証を徹底。
 - ・ 教育課程の編成・実施の適正化
…各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け。
…面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化。
 - ・ サテライト施設の教育水準の確保
…実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底。面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保。
 - ・ 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実
…養護教諭・SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数の明確化。
 - ・ 主体的な学校運営改善の徹底
…法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表。
…教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究の実施。

スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善（イメージ）



スクール・ポリシーの策定及び運用に係る方向性について

【議論の視点】

「新時代に対応した高等学校教育の在り方（これまでの議論を踏まえた論点整理）」においてスクール・ポリシーの策定及び公表の方向性が示されたが、第10回WG（8月19日開催）での議論も踏まえ、スクール・ポリシーを起点として組織的かつ計画的に各種の教育活動の改善に繋げていくために、各高等学校においてスクール・ポリシーを策定及び運用するに当たり、具体的にどのような点に留意する必要があるか。

1. 総論

（策定の意義）

- スクール・ポリシーの前提となるスクール・ミッションについては、「論点整理」において示されたとおり、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、各学校の設置者が、各学校その他関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、学校の歴史、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義するものである。
 - また、新しい高等学校学習指導要領において、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確に設定することが新たに定められ、高等学校学習指導要領解説総則編第2章第2節1「各学校の教育目標と教育課程の編成」において「法令や教育委員会の規則、方針等を踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、第1章総則第1款3に基づき、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明らかにしながら、そうした実態やねらいを十分反映した具体性のある教育目標を設定することが必要である」とされている。
 - これらを踏まえ、スクール・ミッションや学校教育目標の達成に向けて、「入口」から「出口」までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、また、継続性のある教育活動を担保するために、3つのスクール・ポリシーを定めて、あらゆる教育活動を、スクール・ポリシーを起点として組織的かつ計画的に学習者重視の立場から実施・改善することが求められる。
- 学校に対する様々な期待や要請によって、ともすれば肥大化しがちな学校教育活動や学校の業務内容についても、スクール・ポリシーを基準にして精選・重点化を諮ることにより、学校における働き方改革を推進していくことも求められるのではないかと。
- スクール・ポリシーが形骸化することなく、これを起点としたカリキュラム・マ

ネジメントが適切に行われ、教育課程や個々の授業、入学者選抜の在り方等に関する
不断の改善という形で具現化され、生徒をはじめとする高等学校内外の関係者にとっ
て有意義な取組となる必要があることは論を俟たない。

また、一度策定したスクール・ポリシーを固守することが目的となってもいけない。
日々の教育活動がスクール・ポリシーによって見直されるのと同時に、スクール・ポ
リシー自身も日々の教育活動の検証や社会・地域の状況変化に応じて見直されていく
ことが重要ではないか。

- スクール・ポリシーの策定が義務化された場合であっても、その内容や運用方法を
決定するのはほかならぬ高等学校であり、学校の自律性と相反するものではない点に
留意が必要である。また、後述するようにスクール・ポリシーは全教職員が参画して
策定されるものであり、学校ないし学科全体として統一感のある一貫した方針の基に
個々の教師の創意工夫を生かした指導が行われることが望まれる。
- 高等学校における教育のビジョン・方向性が明確に定められており、それが学校全
体で組織的に共有されている高等学校においては効果的な教育活動等が進められて
いるという事例も踏まえ、国においては、スクール・ポリシーの策定プロセスや運用
に関する好事例や課題を収集・検証し、各高等学校が参照できるような仕組み作りな
ど、スクール・ポリシーが全国の高等学校において効果的に機能するための支援を行
うことが求められるのではないか。

(スクール・ポリシーの内容)

- スクール・ポリシーの策定単位については、各学科・課程を策定単位とすることを
基本とするものであるが、学科・課程ごとのスクール・ポリシーに加えて学校全体に
共通したスクール・ポリシーを作成することによって学校としての一体感や特色・魅
力を示すことも考えられるのではないか。
また、一つの学科・課程にも、その能力・適性、興味・関心などの特性が様々であ
る生徒が所属しているのであり、過度に画一的な資質・能力を追求するようなスクー
ル・ポリシーはかえって生徒の特性に応じた個別最適な学びを阻害するものになりか
ねず、スクール・ポリシーの内容や運用には一定の柔軟性を持たせる必要があるのだ
ではないか。
- スクール・ポリシーは教育活動の実施・改善の方針となるのみならず、後述すると
おり生徒や学校外の関係者に対しても意義を持つものであるため、その内容及び表現
をいたずらに専門的なものとせず、生徒及び関係者に対して分かりやすく親しみやす
い、また、生徒や入学希望者の学習意欲を喚起し、学校生活や将来に対する展望を持

ちやすいものとする必要があるではないか。¹

- スクール・ポリシーは各高等学校の特色化・魅力化の施策の一環として行われることや、全教職員が日常的に参照可能なことが望ましいことを踏まえれば、その内容は総花的なものとするのではなく、真にその高等学校の特色を表す指針として設定することが必要ではないか。
- スクール・ポリシーの公表については、各高等学校のホームページ等を活用することによって関係者が容易に閲覧できる方法をとるとともに、学校教育活動の中でも様々な機会を捉まえて生徒がスクール・ポリシーに触れる工夫が適当ではないか。

(策定のプロセス)

- スクール・ポリシーの前提となるスクール・ミッションを策定するに当たっては、各学校のこれまでの取組や現状、地域の現状や将来像等を踏まえた検討を各学校その他関係者と連携して行う必要があり、その策定には一定の期間を要することも想定される。したがって、スクール・ミッションの策定後に検討されるスクール・ポリシーが全ての高等学校で策定・公表されるまでには、さらに一定の準備期間を考慮する必要があるのではないか。
- スクール・ポリシーが、スクール・ミッション及び学校教育目標を実現するために必要な教育活動の方針であることを踏まえれば、各高等学校においては、最初に学校教育活動を通じてどのような資質・能力を育むことを目指すのか（グラデュエーション・ポリシー）が明らかにされ、そのために求められる教育課程を編成・実施するための方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、最後に教育活動に沿って学ぶ生徒像（アドミッション・ポリシー）について明らかにするという順序で検討されるのではないか。
- スクール・ポリシーを起点とした教育活動の改善が、個々の授業レベルから学年レベル、教科レベル、学校全体レベルで進められるためには、一部の教職員だけでスクール・ポリシーを策定するのではなく、校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が責任を持って参画し、組織的かつ主体的に策定を進めるというプロセスが重要である²。また、スクール・ポリシーの策定及び運用の双方において、教職員をはじめ

¹ スクール・ポリシーを検討するに当たっては、先行事例を参照することも有用である。例えば、長野県では全ての公立高等学校において「3つの方針」（生徒育成方針、教育課程編成・実施方針、生徒募集方針）を定め、それらを「グランドデザイン」として1枚の概念図にまとめて公表している。また、大阪府では「大阪府公立高等学校等アドミッションポリシー（求める生徒像）並びに学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」において各学校のアドミッション・ポリシーを公表し、入学者選抜での活用について示している。

² 日本の学校組織は、管理職がリーダーシップを発揮するだけではなく、学校の様々な課

とする関係者がスクール・ポリシーを共有し、理解し、納得するというプロセスを経ていくことで教育活動の実施・改善としての具現化が図られるのではないか。

- 「論点整理」において示されたとおり、スクール・ポリシーの策定に当たっては学習者重視の立場に立つことが重要であり、また、「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、学校や地域の実情等を踏まえて、在籍する生徒や学校外の関係者も参画して検討を進めることも重要である。スクール・ポリシーの策定段階から関係者が関与することによって、「自分たちの高等学校」であるという当事者意識が関係者の中で醸成され、高等学校と関係機関とが連携・協働して取組が一層進むことが期待される。
- 私立高等学校を中心に、既に明文化された建学の精神や校訓に基づく教育活動を展開している高等学校についても、時代の趨勢に応じて教育理念を検討し、見直している例が見受けられる。特に歴史ある高等学校においては、学校創設時には予想されていなかったであろう事象が現代社会においては生じており、今後もその変化の度合いは大きくなっていくことが想定されることを踏まえれば、学校創設時の建学の精神や校訓の意義を再確認したり、それらに新たな解釈を加えたり、それらを基盤としながらも現代社会の有り様を踏まえて再構築したりして、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを検討していくことが重要ではないか。
- 各高等学校におけるスクール・ポリシーの策定手順については、各学校の置かれた事情を踏まえながら、その実態に即して考えられるべきものだが、一例としては以下のような手順が考えられるのではないか。なお、以下の手順はあくまでも例示であり、必ずしも全ての高等学校でこのとおり行われる必要はなく、各学校や地域の実情に応じて適当な手順によって進められるべきものである。

(1) スクール・ポリシー策定の中心となる組織の特定

- ・スクール・ポリシーの策定に当たっては校長がリーダーシップを発揮することが重要であり、組織的に対応していくことが求められる。スクール・ポリシーを策定することのみを目的として校内組織を立ち上げることは必ずしも要せず、既に置かれている校内組織の活用や、既存の校内組織の見直しを行いながら検討を進めることが想定される。

(2) スクール・ポリシー策定に係るプロセス及びスケジュールの確定

- ・策定の中心となる組織を特定した後は、学校内外の調整を含めてどういった工程で策定・公表までの検討作業を進めるのかについて具体的に決めることが必要である。

題や教育実践について教員間の学び合いや支え合いといった同僚性・協働性によって成り立ってきたと考えられる。

- (3) スクール・ポリシー策定に当たって踏まえるべき情報の整理
- ・教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令、スクール・ミッション、学校教育目標、これまでの当該高等学校における取組、生徒の状況や進路希望、地域の実情等を整理し、教職員間で共有する。
 - ・生徒の状況や地域の実情等については、生徒を対象としたアンケートや保護者アンケート、学校運営協議会の場でのやり取り等を通じて既に入手・整理されているものも含まれる。
- (4) スクール・ポリシーの案の作成及び教職員間での協議
- ・整理された関係情報や生徒、その他関係者との対話を踏まえて、校内組織においてグラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの順に案を作成する（各ポリシーの内容については後述）。
 - ・校内組織において作成された案を基に、職員会議等を活用して全教職員が参画可能な形で精査を行う。
- (5) 生徒やその他の関係者との対話
- ・ホームルーム活動や生徒会活動等の機会を捉まえて、学校教育の中心である生徒に対してスクール・ポリシーの策定を通知し、生徒が自らの学校生活を振り返るとともに、学校生活を通じて身に付けたい資質・能力について主体的に考える機会を設ける。
 - ・学校運営協議会等の組織において、地域住民や保護者等の学校外の関係者に対してスクール・ポリシーの策定を通知し、地域社会から学校に対する期待することや、学校教育活動を推進する上でどんな協働が可能かなどについて話し合う機会を設ける。
 - ・必要に応じて、生徒やその他の関係者との協議を複数回重ねても良い。
- (6) スクール・ポリシーの決定
- ・生徒や学校外の関係者から聴取した意見を踏まえて、校内組織で再検討を加えた上で、最終的に校長がスクール・ポリシーを決定する。
- (7) スクール・ポリシーの再確認・見直し
- ・スクール・ポリシー策定後も、教育活動や生徒の状況を踏まえて再確認をし、必要に応じてスクール・ポリシーの見直しを行う。

2. グラデュエーション・ポリシー（卒業の認定に関する方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）について

○グラデュエーション・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

：各学校のスクール・ミッションに基づき、学校教育活動を通じてどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針。

○カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

：グラデュエーション・ポリシー達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針となるもの。

（2つのポリシーの関係性）

- グラデュエーション・ポリシーは当該高等学校においてどのような資質・能力を育成するかを具体的に示すものであり、カリキュラム・ポリシーはその資質・能力の育成に向けた具体的な教育課程の編成・実施等の方針を示すものである。「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日中央教育審議会答申）において、「何ができるようになるのか」という観点から育成を目指す資質・能力を整理した上で、その資質・能力を育成するために「何を学ぶか」、その内容を「どのように学ぶか」という子供たちの具体的な学びの姿を考えながら学習指導要領を構成していく必要があると提言³していることを踏まえ、「何ができるようになるのか」を定めるグラデュエーション・ポリシーと、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を定めるカリキュラム・ポリシーの策定及び運用に当たっては、その一体性・整合性に特に留意する必要がある。

なお、グラデュエーション・ポリシーにおいては、教科教育を通じて「何ができるようになるのか」ということにとどまらず、各高等学校における教育の総体としてどのような資質・能力が育まれるかという観点から捉えられるべきである。

（策定の意義・効果）

- 在籍する生徒においては、グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を身に付けることを高等学校生活の目標の一つとして理解し、また、カリキュラム・ポ

³ 同答申においては新しい学習指導要領等に向けて、①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）、②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）、③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）、④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）、⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）、⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）の6点に沿って改善すべき事項をまとめ、枠組みを考えていくことが必要になると提言している。

リシーの内容を踏まえて卒業までの学習の道筋を捉えることにより、卒業時の望まれる姿から逆算して、自覚的に日々の授業等に取り組んだり、主体的・自律的な科目選択を行ったりすることが期待されるのではないか。

また、グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を一つの尺度として用いることにより、後述するキャリア・パスポート等を活用しながらその時点での自らの立ち位置を省みることや、高等学校の「出口」である大学入学者選抜（特に総合型選抜や学校推薦型選抜）や就職活動において自身の資質・能力を説明することが可能となるのではないか。

- 学校及び教職員においては、グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を育成することを日々の教育活動の最終的な目標とし、また、カリキュラム・ポリシーに基づいて学校の教育課程全体の体系化やその中での各教科・科目等の意味付けを行い、一貫した方針の下で、年間指導計画の策定や個々の授業の実施・改善や学習評価・学校評価の実施が可能となるのではないか。
- 学校の設置者においては、グラデュエーション・ポリシーに示された目標の達成度合いやカリキュラム・ポリシーに基づく教育活動の実施状況を踏まえて、予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの当該高等学校に対する適切な支援を行うことが求められるのではないか。
- 入学希望者やその保護者にとっては、当該高等学校における卒業時の姿や教育活動の基本的な指針が明確化されることにより、学校選択時の参考情報とされ、主体的・自律的な学校選択にも資するものとして期待されるのではないか。また、中学校の教職員にとっても、生徒の進路指導に当たる上で参照されるべき情報となるのではないか。
- また、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指される中にあっては、地域住民、地元自治体、高等教育機関、企業や産業界、関係団体等の関係者に対して当該高等学校が育成を目指す資質・能力や、その達成に向けた教育内容に関する方針が共有されることにより、相互のコミュニケーションが円滑になり、関係機関との連携・協働の促進が期待されるのではないか。

（教育活動の実施・改善としての具現化）

- グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは学校のビジョンの中核をなすものであり、これらを指針として、当該学校の組織体制の整備・運用や、人的・物的資源のマネジメント、関係機関との連携・協働を行うことが求められる。グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育活動をどのような組織体制等によって実行していくかについてのビジョンを学校外の関係者とも共有することが重要ではないか。

- グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、授業、学校行事、学級経営、キャリア教育・進路指導等という形で具現化される必要がある。そのためには、各学校の実態を踏まえながら、例えば以下のような方策をとることが考えられるのではないかな。なお、以下の方策はあくまでも例示であり、各高等学校の主体性や戦略に基づいて取捨選択されたり、他の方策が考案されたりするべきものである。

- ・各教科・科目や総合的な探究の時間、特別活動、キャリア教育等の全体計画、年間指導計画、単元指導計画、学級経営案や学年経営案において、グラデュエーション・ポリシーを踏まえた目標（資質・能力）が設定されること。
- ・グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力について、具体的な達成水準が考えられるかを分析・記述し、全教職員において共通認識を図ること。・各教科・科目等の年間指導計画、単元指導計画等において、カリキュラム・ポリシーとどのように整合しているかを意識した計画を立てること。
- ・生徒がキャリア・パスポート等を活用して自らの学習履歴を振り返って省察する際に、自らがどのように成長してきたのかを把握し、自己理解を深め、将来の見通しを持つことを目的としてグラデュエーション・ポリシーを意識させるような指導を行うこと。
- ・授業研究を行う場合、その研究主題をグラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと関連付けて設定すること。
- ・生徒に浸透させるという観点からは、入学式や始業式等の機会を捉えて、意識的にグラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと関連付けた講話や指導を行うこと。
- ・全ての教職員がスクール・ポリシーに関する認識を共有し、連携して質の高い教育に取り組むため、当該高等学校に着任した教職員に対する研修等の機会を捉えてスクール・ポリシーやその背景にある考え方について触れたり、各教職員が生徒や保護者その他の関係者に説明したりする機会を設けること。

（グラデュエーション・ポリシーの策定・運用に当たっての留意点）

- グラデュエーション・ポリシーの策定に当たっては、教育基本法に掲げられた目的・目標⁴、学校教育法に掲げられた高等学校の目的・目標⁵、学習指導要領において示された資質・能力の3つの柱、スクール・ミッション、学校教育目標、各学校が直面する教育課題等を統一的に把握することが重要である。
- グラデュエーション・ポリシーは当該高等学校における目標としての性格を有することから、教職員が授業改善等に活用できるよう一定の具体性を持った内容とするこ

⁴ 教育基本法第1条、第2条

⁵ 学校教育法第50条、第51条

とが必要ではないか。その際、記載される内容は定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されるものではないか。

- グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を育成することは高等学校における一つの目標となり、日々の教育活動もこの目標に向かって組み立てられるものとなる。このため、グラデュエーション・ポリシーが、各教科・科目等の単位の修得と離れて独自の卒業要件となるものではないと考えるべきではないか。

(カリキュラム・ポリシーの策定・運用に当たっての留意点)

- カリキュラム・ポリシーはカリキュラム・マネジメントの基盤となるものであって、教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、その後の教育課程の評価に当たっても参照されるものである。このことを踏まえれば、カリキュラム・ポリシーにおいても「何ができるようになるか」を意識した方針の設定が求められるのではないか。
- 新しい高等学校学習指導要領において、教育課程の編成に当たっては「社会に関わった教育課程」、「主体的・対話的で深い学び」、「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」が重要視されていることを踏まえ、カリキュラム・ポリシーに当たってもこれらの要素を意識して策定することが求められるのではないか。
- また、「論点整理」において示されたとおり、中長期的に関係機関との協働を進める観点からは、カリキュラム・ポリシーに関係機関との協働に係る内容を盛り込むことも考えられる。
- 学校においては教科教育、総合的な探究の時間や特別活動、さらには部活動等の多様な活動が行われており、こうした様々な活動が全体として相乗効果を生みながら、生徒の資質・能力を育むものとなるよう、カリキュラム・ポリシーにおいては、教育課程外の活動との関係性についても意識する必要があるのではないか。
- 高等学校段階の生徒が、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという発達の段階にあることを踏まえて、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考えることを通じて、キャリア発達を促したり、国家及び社会の形成者として必要な資質を育んだりすることが求められており、カリキュラム・ポリシーにおいても、こうした観点を意識する必要があるのではないか。
- 高等学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等の中には、生徒への学習指導に関する事項も含まれることから、カリキュラム・ポリシーの策定に当たっては、これらの全体計画等との関係性についても配慮する必要があるのではな

いか。

(学校評価との関係)

- 高等学校においては、学校教育法において自己評価の実施・公表が義務付けられているが、自己評価を行うに当たっては初めに具体的かつ明確な目標を適切に設定することが求められる。グラデュエーション・ポリシーにおいて示された資質・能力の育成が果たされているか、カリキュラム・ポリシーに則った取組がなされているのかについては、学校評価においても確認されることとなるのではないか。
- グラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえた学校評価を行い、教育課程の改善や学校組織運営の改善等につなげることによって、一貫性・継続性のある学校教育活動の改善を図ることが期待されるのではないか。
- 学校評価における目標・指標の見直しの期間とスクール・ポリシーの見直しの期間を連動させることも考えられるのではないか。

3. アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）について

- アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）
：各学校のスクール・ミッションや、グラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのような生徒を受け入れるのかを示す基本的な方針となるもの。

(策定の意義・効果)

- 入学希望者や中学校関係者に対して、当該高等学校が期待する生徒像を分かりやすく示すことで、学校選択時の大きな判断基準の一つとなり、また、入学に向けた目標となるものではないか。
- 学校選択時の判断材料としての活用を期待する観点からは、アドミッション・ポリシーの公表は各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表することも一貫性を高める取組として好ましいのではないか。

(アドミッション・ポリシーの策定・運用に当たっての留意点)

- 「論点整理」において示されたとおり、アドミッション・ポリシーは、グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、これらの方針に基づく教育を受ける生徒の選抜の指針としてふさわしいものとなる必要がある。
- アドミッション・ポリシーは、当該高等学校における教育を受けるに当たって必要

な資質・能力を示すという側面からは、カリキュラム・ポリシーとの整合性が求められるが、生徒の資質・能力は可塑性に富むものであり、入学時において求められる資質・能力をあまりに厳格に定めることによって学ぶ意欲を持った生徒に対して高等学校教育の門戸を閉ざすこととなってはならない。また、入学時に求められる資質・能力を厳格に定めることは入学希望者の画一化を招くことにもなり、かえって当該高等学校における多様性を損ない、教育の質向上を妨げることにもつながりかねないのではないか。

- アドミッション・ポリシーは、中学校教育までの学習成果を各高等学校における学習に円滑に接続する観点から、中学校学習指導要領等に基づき中学校教育を通して身につけられる資質・能力を基にして策定される必要があるのではないか。

(入学者選抜との関係)

- アドミッション・ポリシーにおいて示される「どのような生徒を受け入れるのか」という点と整合性のある入学者選抜が行われることが必要である。
- 公立の高等学校の入学者選抜では、教育委員会が作問する統一的な学力検査問題によって学力検査が行われている例が多くあるが、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を行うという観点からは、「論点整理」において示されたとおり、各教育委員会が一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ねるなどの工夫を行うことが考えられる。工夫の仕方としては、学力検査の実施教科や教科ごとの配点の変更、学力検査問題の学校ごとの作成、調査書と学力検査の成績の比重の変更などが考えられる。
- 推薦型入学者選抜をはじめとして、願書、自己申告書に基づき選抜を行うタイプの入学者選抜においては、記載内容に表れる生徒像がアドミッション・ポリシーに合致するかどうかという観点から判定することが求められる。

（参考）大学における3つのポリシーの策定

（3つのポリシー策定の義務化の経緯）

- 大学においては、平成28年3月31日に学校教育法施行規則が改正され、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミSSION・ポリシー）の策定及び公表が義務化された（平成29年4月1日施行）。
- 大学における3つのポリシーの策定について初めて中央教育審議会答申に表れたのが「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）であり、初等中等教育との接続、また教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化の観点から3つのポリシーの策定について提言された。

我が国の高等教育の将来像（平成17年1月28日中央教育審議会答申）（抄）

- 1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ
 - （3）学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色
 - （ア）高等教育と初等中等教育との接続
 - どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次の世代を担う者に対し、各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。
 - 入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）についても、各高等教育機関が（必要に応じて分野ごとに）明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

- その後、「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）において再度3つのポリシーの重要性が指摘されるとともに、その内容の明確化や、教育の一貫性・体系生の確立に向けた提言が行われた。
- さらに、「新しい時代に相応しい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）。

以下「平成 26 年答申」という。)においては、各大学における個別選抜改革を推進する観点から、各大学の入学者選抜の設計図であるアドミッション・ポリシーの充実が不可欠であり、また、大学教育を通じて学生にどのような力を身に付けさせて卒業させるか、そのためにどのような教育を実施するか、教育を実施するに当たってどのような学生を受け入れるのかという一貫した観点から、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一体的な策定を法令上位置付けるよう検討することとされた。

- 平成 26 年答申において、大学における 3 つのポリシーの法令上の位置付けを検討することと提言されたことを受けて、文部科学省においては平成 27 年 1 月 16 日に「高大接続改革実行プラン」を取りまとめ、平成 27 年度中を目途に関係法令を改正してアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一体的な策定を義務付ける方針を示した。
- また、「高大接続改革実行プラン」に基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行うために高大接続システム改革会議が開催され、その「中間まとめ」(平成 27 年 9 月 15 日)において 3 つのポリシーの重要性とその策定を法令上義務付けることについて改めて確認されるとともに、3 つのポリシーの一体的な策定・運用に当たって参照すべきガイドラインを策定することが提言された。
- ガイドラインについては、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討され、平成 28 年 3 月 31 日に『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」として取りまとめられた。

(3 つのポリシー策定の義務化、ガイドライン策定に係る大学教育部会での議論)

- 3 つのポリシーの策定・公表の義務化、ガイドラインの策定に関して審議を行った平成 27 年度の中央教育審議会大学分科会大学教育部会においては、大学関係者からの 3 つのポリシーに係る各大学での策定・運用の現状等に関するヒアリングを含め、計 7 回の議論が行われた。

○ 沖裕貴氏(立命館大学教育開発推進機構教授)からのヒアリング

(平成 27 年 10 月 16 日 第 38 回大学教育部会)

(御発表内容抜粋)

- ・ 3 つのポリシーの策定とは、大学の理念や精神から具体的な DP を通して、計画的なカリキュラムの設計(CP)、個々の授業の実施と成績評価に至る「学士課程教育の一貫性構築」の営みである。

- ・学長や教学担当副学長（教学部長）を中心とした全学的な策定方針、支援体制が必要である。
- ・DP と各科目の位置付けは、シラバス点検や科目担当者会議における日常的な FD、シラバス執筆要領などで常に意識付けを図ることが大事である。

○川嶋太津夫氏（大阪大学高等教育・入試研究開発センター長）からのヒアリング
（平成 27 年 10 月 16 日 第 38 回大学教育部会）

（御発表内容抜粋）

- ・大阪大学において三つのポリシーを検討するに当たっては、法人化を契機に全学的に制定された大阪大学の教育目標を出発点とした。
- ・三つのポリシーを策定する意義の一つは、教学マネジメントのインフラストラクチャーであるということ。二つ目は、高校生が大学、あるいは学部・学科を選ぶための情報提供であるということ。三つ目は、このようなポリシーを制定するプロセスにおいて、教員にとって自分たちがやっている教育はどういう目的で、どういう内容でやっているのかということのを省察することになる。

○濱名篤氏（関西国際大学長、学校法人濱名学院理事長）からのヒアリング
（平成 27 年 11 月 24 日 第 39 回大学教育部会）

（御発表内容抜粋）

- ・関西国際大学では、3つのポリシーの改正ガイドラインを策定し、学内で共有している。ポイントとしては、三つのポリシー基本となるのは学則であること、2番目のポイントとして、アセスメント可能なポリシー作成を行うこと。その上で、3つのポリシーの策定手順を定めている。
- ・三つのポリシーは測定可能なものにし、その結果を大学自らが説明する責任を負うのであり、認証評価というのはそれがきちんとできているかどうか問われるものであるべきだ。

（注：3氏の肩書きは当時のもの）

- なお、累次の提言等を受け、3つのポリシーの策定義務が法令上位置付けられる以前から各大学では3つのポリシーの策定が進められており、当時、アドミッション・ポリシーについては100.0%、カリキュラム・ポリシーについては78.7%、ディプロマ・ポリシーについては79.0%の大学において大学全体としての各ポリシーが定められていた。
- 3氏のヒアリングを含めて、大学教育部会における主な議論は以下のとおりである。高等教育機関である大学における3つのポリシーに関する考え方は、高等学校におけ

るスクール・ポリシーの考え方にそのまま妥当するものではないが、検討に当たって参考にされるものと考えられる。

(3つのポリシーの策定について)

- ・三つのポリシーやそれに基づく大学教育の具体的な内容については、各大学の建学の精神や機能の在り方を考えた上で、各大学が主体的に考えていくべき。
- ・三つのポリシーの策定の最終目標は、大学における教育の質の向上や、それによる学生の学修成果の向上である。
- ・三つのポリシーの策定は、大学の理念や建学の精神から、具体的なディプロマ・ポリシーを通して、計画的なカリキュラムを設計し、個々の授業の実施と成績評価に至る「学士課程教育の一貫性構築」の営みである。
- ・学長や教学担当副学長を中心とした全学的な策定方針、あるいは支援体制が必要。
- ・エビデンスベースで議論するために、教育 IR チームのような組織が必要。
- ・三つのポリシーの策定単位は学位プログラムとすべき。
- ・全学単位でもポリシーを策定する大学もあり、一大学で複数のポリシーを策定することが分かるようにすべき。
- ・「一体的な策定」のためには、まずディプロマ・ポリシーを検討し、それを踏まえてカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定するという方法が適切である。

(各ポリシーの内容について)

- ・アドミッション・ポリシーでどういうレベルを要求するのかを示し、入学後はどういうところを補っていくのかをカリキュラム・ポリシーで示し、どういう人材が育つのかをディプロマ・ポリシーで示すべき。
- ・ディプロマ・ポリシーは、個々の授業科目の学修成果を総合したもので、学修成果が測定可能であることはもちろん、ディプロマ・ポリシーも測定可能でなければならない。
- ・均質な人材育成ではなく、多様な人材育成を大学教育で行うことを意識する必要がある。
- ・計画的な教育プログラムとは、ディプロマ・ポリシーと個々の科目の関係性、整合性、体系性を整理した教育プログラムであり、カリキュラム・ポリシーの本質になる。
- ・「学力の3要素」は重要であり、これを踏まえ、かつ各大学がどういう学生を必要としているのかに基づいて入試の在り方を考えるべき。

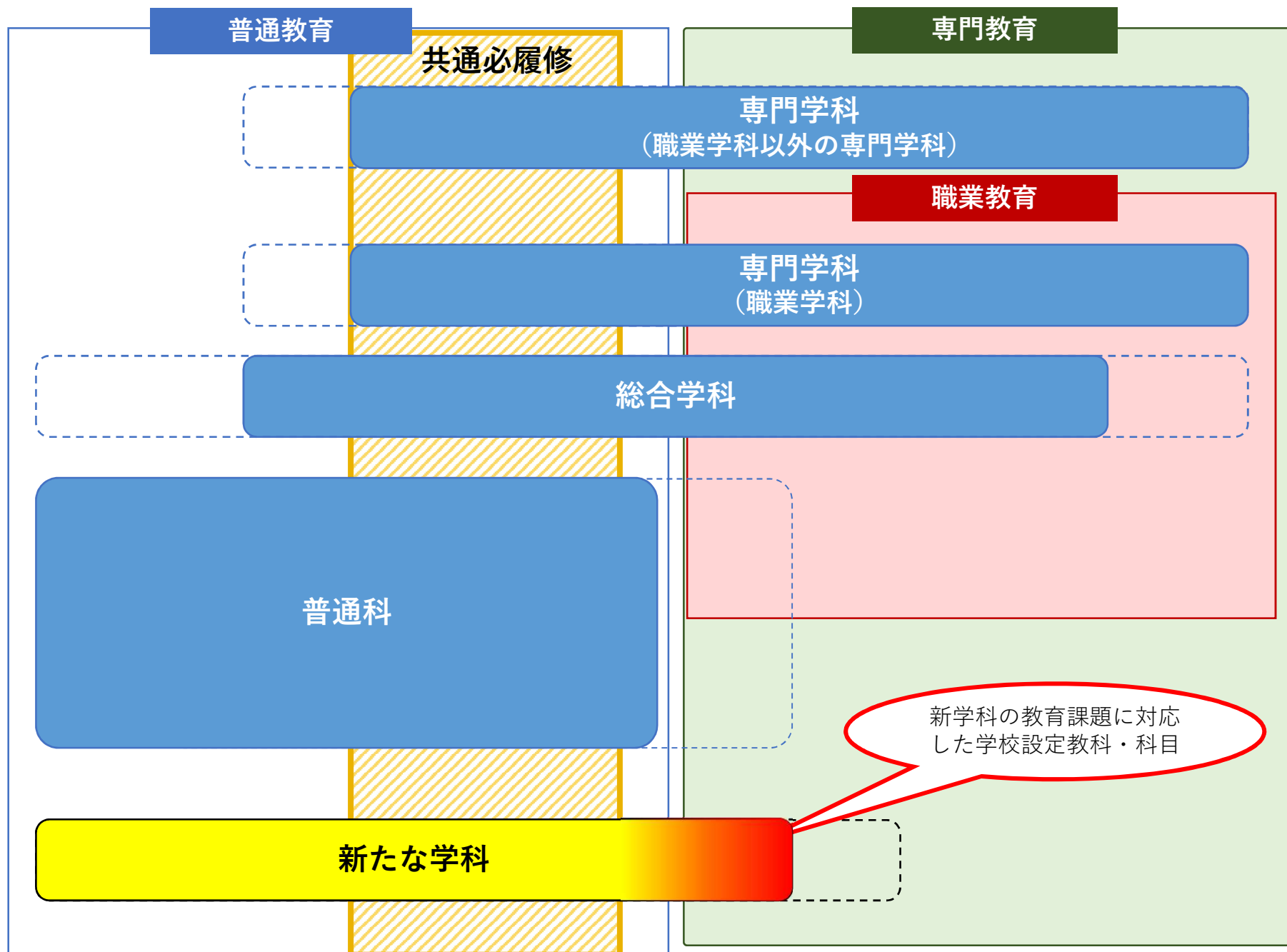
(3つのポリシーの運用について)

- ・三つのポリシーを作っただけでは駄目で、それを動かして実体化していくことが重要。自己点検・評価においても、これが実体化をされているかどうかを評価すべき。

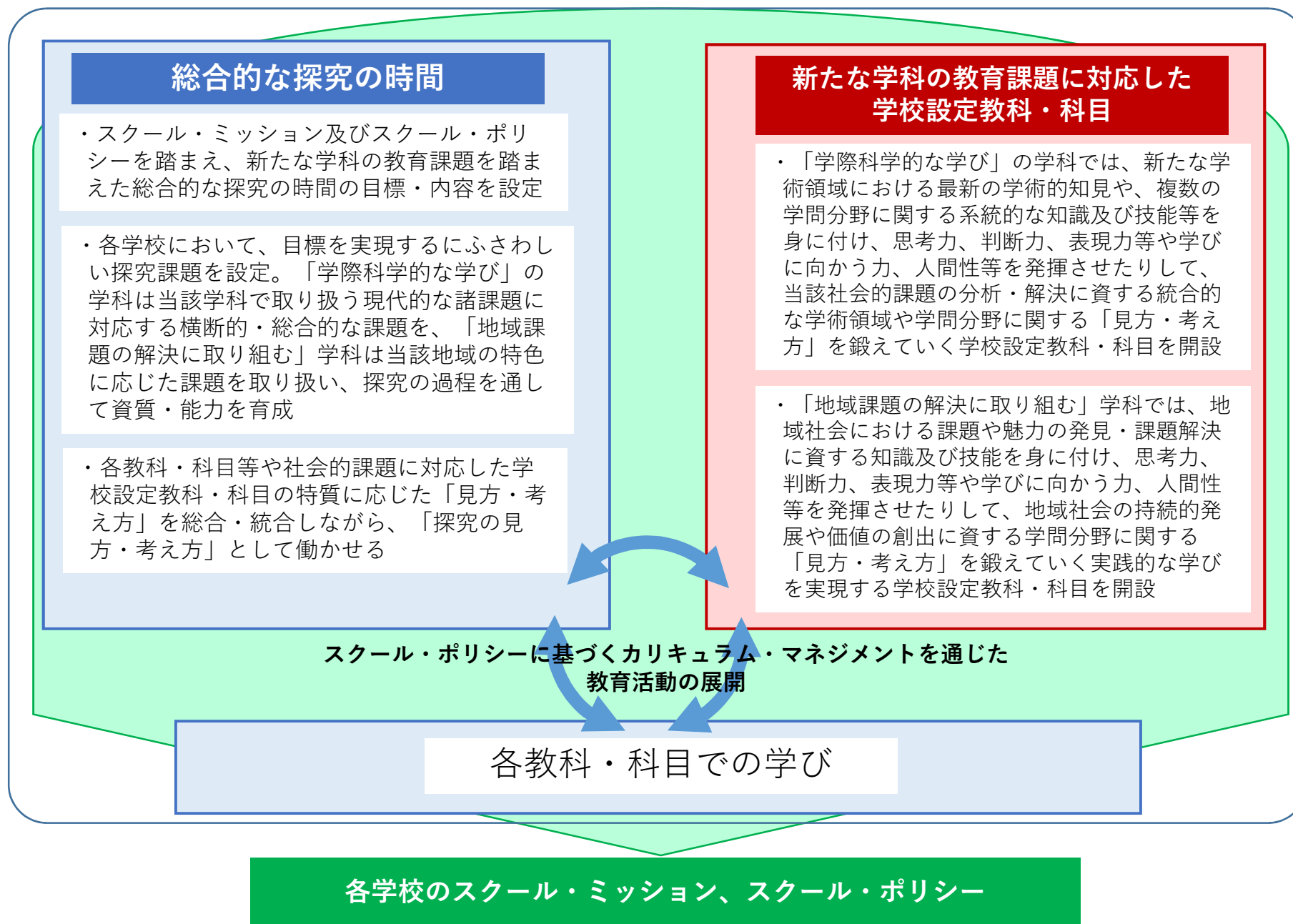
- ・大学教育に組織的に取り組むためには、学士課程教育に携わる全ての教職員がディプロマ・ポリシーや他の科目の到達目標、位置付けを意識して取り組む必要がある。
- ・学生の学修成果を評価する際には、定量的評価と定性的評価の両方を組み合わせて評価することが必要。
- ・三つのポリシーは常に見直しが必要で、教育を日々動かしながらも、学生や受験生に理解されやすいよう、またその達成度の評価がしやすいよう改訂していかなければならない。

新たな学科の位置付けや教育の特色（イメージ）

高等学校における教育と新たな学科の位置付け（イメージ）



新たな学科で取り組む教育の特色（イメージ）



WWL事業において研究開発中の学校設定教科・科目の一例

【大阪教育大学附属高等学校平野校舎】

教科・科目名	年次	単位数	必修・選択	教科・科目の内容
データサイエンス基礎	1年	1単位	必修	データの見方・考え方を学び、物事を定量的に捉えることで、統計的なものの見方や考え方、量的関係をもとに推論する力等の資質・能力を養い、探究的に学ぶ上での考え方の基礎を習得
イノベティブシンキング	2年	1単位	必修	大学や研究機関で研究開発に取り組む研究者や、新たな価値やサービスを創造・提供する企業の経営者・実務家らを招聘し、具体的事例を講義やワークショップを通して学び、イノベティブな見方・考え方を習得
生命の倫理	1年	1単位	必修	生命や人体、医療保険制度や法律と倫理などを融合し、臓器移植や遺伝子操作などのテーマについて調査や議論（ディベート）を通して理解を深める
グローバル探究英語	2年	1単位	選択	先進的な英語授業として、大阪教育大学の英語教育の専門家や外国人留学生と協働し、「グローバル探究」と関係づいたプレゼンテーションやディベート、CLIL（他教科の内容を英語を用いて学習）等を導入、より高い英語運用力を育成
グローバル探究Ⅰ	1年	1単位	必修	開発した探究活動の指導方法・評価方法である「平野メソッド」（課題研究の学習ツール）を活用しながら、チームづくりや課題発見、データに基づく論理的思考、調査手法等の一連の研究手法を学び、SDGsをテーマとする研究活動に取り組む
グローバル探究Ⅱ	2年	2単位	必修	グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究を行う。その際、文理両方の内容を総合して探究し、イノベティブな発想で解決する必要があることから、複数教科の高校教員や、大学・企業等の専門家の指導、並びに外国人講師を活用した英語による探究活動を行う。海外連携校との国際共同研究や、国内連携校との共同研究、大阪大学ユネスコ・チェアからの指導による研究にも取り組む。また、海外研修（タイ、カンボジア）を通して研究テーマの認識深化とデータ収集・調査を行う。ジグソー法や異学年間の学び合いによって多面的な思考力を身に付ける
グローバル探究Ⅲ	3年	1単位	必修	1, 2年での研究を個人論文にまとめるとともに、3年間の取組を振り返りながらポートフォリオを作成する。また、これまでの学びを踏まえながら自らのキャリアを設計し、それぞれに応じてさらに発展的な学びに取り組む
大学アドバンスセミナー	2年	1単位	選択	大阪大学「データサイエンス」「グローバルヘルス」「SEEDSプログラム」、大阪教育大学「教師にまっすぐ」のプログラムに参加

令和2年度WWLコンソーシアム構築支援事業構想計画書より文部科学省において抜粋・作成

WWL事業において研究開発中の学校設定教科・科目の一例

【広島大学附属福山中学校・高等学校】

教科名	科目名	年次	単位数	必修・選択	教科・科目の内容
研究への誘い	社会科学研究入門	1年	2単位	必修	学校設定教科「研究への誘い」は、課題研究を進める上での様々な科学的手法を、学校設定教科の位置付けで、発展的な課題を取り入れながら探究的に学ぶプログラム。 「社会科学研究入門」では、現在の経済活動を社会科学の見方、考え方を応用して読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、現代社会の課題に対する解決策を提案
	自然科学研究入門	1年	2単位	必修	自然科学の問題解決過程をベースにした見方・考え方を扱い、誤差や有効数字など自然科学研究の方法を学ぶとともに、科学と社会のかかわりを考察
	情報科学研究入門	2年	2単位	必修	事象として自然科学的、社会的な内容を扱い、例えば地域の産業や人口に関するビックデータを参照・解析する中から課題を発見し、解決に向けた提案を実施
現代への視座	クリティカルシンキング	2年	1単位	必修	抽象語を文脈の中で理解、複数の立場から論じられている文章を読み解くなどを通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育む
	グローバル・コミュニケーション	2年	1単位	必修	議論に必要な能力やコミュニケーション能力の育成を図り、対立する意見を持つ相手とも双方同意できる問題解決力や意思決定力を涵養する

令和2年度WWLコンソーシアム構築支援事業構想計画書より文部科学省において抜粋・作成

地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）において 研究開発中の学校設定教科・科目の一例

【山梨県立甲府第一高等学校】

教科名	科目名	年次	単位数	必修・選択	教科・科目の内容
探究	Advanced Practical English	2 年	4 単位	必修（探究科）	国内外の様々な文化・歴史・言語・自然・科学等の分野、または社会問題・社会課題や環境問題に対しグローバルな視点を持ち、英語を聞くこと・読むことの受動的な活動と、話すこと・書くことの能動的な活動を通じて教科の枠を超えて社会科学的・自然科学的に考察し課題解決型の学習に繋げていく。また、授業内で養い身につけた英語 4 技能のスキルを、グローバル探究で実施される校内外での発表会やイベント、海外研修旅行でのプレゼンテーションに役立てる。また、聴講者からの英語による質疑に対し、適切に応答できる資質を養成する
	グローバル公共	2 年	1 単位	必修（探究科）	「公共」の内容を先取りし、探究活動において公共の考え方を探究活動に落とし込みながら、よりより社会の実現を視野に、主体的に考え課題解決のための深い学びの実現を目指す。また、「公共」の指導方法の開発を含めた研究を行う
	グローバル探究Ⅰ	1 年	2 単位	必修（探究科）	探究活動の前提として、その手法を学ぶために、農業をテーマとして取り組む。机上の空論にならないように農業実習を行ったり、AgriTechの視点から考えたりする活動を通して、山梨と関わる様々な課題を連携高校、地域の小中学校とも課題を共有し、実地調査・協働研究等で連携を深め、課題発見力、論理的思考力の向上を目指す
	グローバル探究Ⅱ	2 年	1 単位	必修（探究科）	設定した課題の再検討を行い、山梨の地域や社会の新たな課題をSDGsの視点で設定する。コンソーシアムと協働して課題研究を行い、海外の研修先での提案活動や、各種コンテストへの参加により発信力、コミュニケーション能力を高める
	グローバル探究Ⅲ	3 年	1 単位	必修（探究科）	これまで身につけたスキルを使って研究成果を、自治体や企業等に提案。報告書（論文）としてまとめ、連携校間で共有できるようデータベース化し、閲覧・活用できるようにする

令和 2 年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業構想調書より文部科学省において抜粋・作成

地域との協働による高等学校教育改革推進事業（地域魅力化型）において 研究開発中の学校設定教科・科目の一例

【高知県立大方高等学校】

教科・科目名	年次	単位数	必修・選択	教科・科目の内容
地域学入門	1年	2単位	選択	・地域学とは 地域創造コースで学ぶ目的がわかる。地域学で何を学び、どんな力をつけるか理解する。 ・地域研究 フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握する。異年齢の人とコミュニケーションを取り、聴くことや質問することなどのコミュニケーション力を向上する。 ・防災学習1（防災上の現状把握と課題発見） 町行政・地区・学校の防災計画の内容を確認し課題を発見する。防災施設等を訪問し災害に対する地域の備えを確認する。地域学の取組を行事等の中で全生徒に還元し、総合的な探究の時間における課題解決の取組の中で、防災という視点を意識できるようにする。
地域学Ⅰ	2年	2単位	選択	・課題発見 地域学入門で研究・学習したことを整理し活用する。 ・防災学習2（防災上の課題解決策の検討） 災害時に必要なことは何か気づき、行動する力を身につける。高校生らしい発想で地域貢献策を考える。これまで収集した情報等を見直し、個人で課題を明確化しグループで解決策について検討する。 ・企画から実行へ 試行錯誤を繰り返すことで、問題解決力を身につける。行政・地域・福祉施設等への提案と協議を通して、コミュニケーション能力や交渉力を身につけ、具体的な解決策につなげる。 ・報告および発表 プレゼンテーション能力を身につける。
地域学Ⅱ	3年	4単位	選択	・表現する 前年度に提案した解決策の見直しや再提案、条件を変えての実施など、より効果的な策として練りあげて町や地域に提言する。 ・地域創造コースのまとめ 3年間を振り返り、それまで学習したことを、言語化し、深化する。防災意識を地域内外に広げるための戦略を考え、町の観光戦略とタイアップし、防災について学ぶ学習ツアーなどの企画を行い提案する。

令和2年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業構想調書より文部科学省において抜粋・作成

WWL事業及び地域との協働による高等学校教育改革推進事業において研究開発中の 学校設定教科・科目の状況（令和２年度指定校）

1. WWLコンソーシアム構築支援事業

学校	必修科目としての 開設単位数	選択科目としての 開設単位数
A校	2単位	0単位
B校	6単位	0単位
C校	25単位	45単位
D校	1単位	4単位
E校	7単位	2単位
F校	1単位	0単位
G校	8単位	0単位
H校	6単位	6単位
I校	12単位	0単位
J校	1単位	5単位
K校	5単位	0単位
L校	6単位	0単位

※令和２年度WWLコンソーシアム構築支援事業構想計画書及び令和２年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業構想調書より文部科学省において作成。

※カリキュラム開発拠点校、事業指定校及び事業特例校の状況（指定校内において複数のコースが存在し、コースによって対象教科・科目が異なる場合は、開設教科・科目が多いコースにより単位数を算定）

2. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業（地域魅力化型）

学校	必修科目としての 開設単位数	選択科目としての 開設単位数
A校	1単位	6単位
B校	3単位	0単位
C校	2単位	3単位
D校	2単位	0単位
E校	2単位	0単位
F校	3単位	0単位
G校	0単位	4単位
H校	4単位	2単位
I校	2単位	8単位
J校	0単位	8単位
K校	2単位	0単位

3. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）

学校	必修科目としての 開設単位数	選択科目としての 開設単位数
L校	2単位	0単位
M校	10単位	0単位
N校	3単位	0単位
O校	11単位	0単位
P校	8単位	0単位
Q校	2単位	0単位
R校	6単位	2単位
S校	8単位	0単位

（参考）高等学校学習指導要領（抄）

イ 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、アのほか次のとおりとする。

- (ア) 専門学科においては、専門教科・科目（（1）のウの表に掲げる各教科・科目，同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について，全ての生徒に履修させる単位数は，25単位を下らないこと。ただし，商業に関する学科においては，上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また，商業に関する学科以外の専門学科においては，各学科の目標を達成する上で，専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により，専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

ウ 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については，アのほか次のとおりとする。

- (ア) 総合学科においては，（1）のオの（イ）に掲げる「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし，標準単位数は2～4単位とすること。
- (イ) 総合学科においては，学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とすることを原則とするとともに，「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け，生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際，生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう，体系的や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに，必要に応じ，それら以外の各教科・科目を設け，生徒が自由に選択履修できるようにすること。

（参考）「学科」と「コース」（考え方の整理）

- ・「学科」とは、一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容をもつよう系統化を図ったものであり、教育課程を編成する上での、また生徒が履修する上での単位となるものであるとされている（鈴木勲編著『逐条学校教育法 第7版改訂版』2009年、学陽書房、435頁）。
- ・ 高等学校の学科は、学校教育法第四条第一項及び同法施行令第二十三条第一項第二号において、その設置及び廃止に関する規定が設けられ、設置認可の対象となる基本的な教育組織としての位置付けが法的に行われている。これを受け、高等学校設置基準において、学科の種類が規定されている。
- ・「コース」とは、生徒の能力、興味、関心の多様性に応じるために、教科・科目の履修にある程度の構造化と系統性を持たせると同時に、生徒にも選択権を付与しようとして登場したものであり、現在でも普通科高校では、就職コース、私立文系コース、私立理系コース、国立文系コース、国立理系コース、理数科コースなどが用意されている（『新版 現代学校教育大辞典3』2002年、ぎょうせい、155、156頁）
- ・ 高等学校のコース制は、教育課程の編成に当たっての「教育課程の類型」（高等学校学習指導要領）として位置付けられており、基本的な教育組織である学科の下に設けられる教育課程上の概念として整理されるものである。

新たな普通教育を主とする学科に関する具体的な制度設計に係る論点

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループにおけるこれまでの議論では、「論点整理」において取りまとめられたとおり、「普通教育を主とする学科」について、普通科に加えて新たな学科の設置を可能とすることについて検討が進められてきた。

◆新時代に対応した高等学校教育の在り方(これまでの議論を踏まえた論点整理)(抄)

- 専門教育を主とする学科について、地域の実情等に応じた適切な対応を可能とするために、その種類が見直されたことも踏まえ、普通教育を主とする学科についても、普通科に加えて、例えば、
- ・SDGsの実現や Society5.0 における現代的な諸課題への対応を図るために、学際科学的な学びに重点的に取り組む学科
 - ・地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科
 - ・その他普通教育として求められる教育内容であって特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科
- を各設置者の判断により設置できるようにすることが求められる。

新たな学科における教育内容や教育指導体制について具体的に検討するに当たっては、以下の視点が必要ではないか。

1. 検討の視点

2. 「普通教育を主とする学科」に新たな学科を設置可能とする趣旨は何か。

3. 新たな学科においては、どのような資質・能力の育成が目指されるべきか。

4. 新たな学科における教育の特色は、どのようなものか。

5. 新たな学科において特色・魅力ある教育を行うに当たって、関係機関とどのように連携・協働するべきか。

* 以下、便宜的に

- ・「SDGsの実現や Society5.0 における現代的な諸課題への対応を図るために、学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」を「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」、
- ・「地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」を「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」、
- ・「その他普通教育として求められる教育内容であって特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」を「その他特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」と記す。

1. 検討の視点

- 高等学校、特に従来の普通科における教育については、自らの人生や社会の在り方を見据えてどのような力を主体的に育むかということよりも、大学入学者選抜や就職に向けた対策が学習の動機づけとなりがちであることが課題として指摘されている。これからの高等学校には、義務教育において育成された資質・能力との円滑な接続を図りつつ、全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台として確実に育成した上で、生徒の個性・特性、興味・関心に応じた学びを実現することによって、内発的な学びの動機付けや、自己理解の推進、将来のキャリアを展望する基盤の形成を促すことが期待される。
- 我が国の高校生は自己肯定感や社会参画に関する意識が低いという指摘もあるが、新たな学科における学びを通じて、自己の在り方生き方と社会のつながりを意識し、身近な課題解決等に取り組むことによって、自己肯定感を高め、社会の中で生きることを意識することが期待される。
- また、全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を育む必修教科・科目の内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであるが、高等学校への進学率が約 99%に達し、多様な生徒が在籍する現状を踏まえると、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫も期待される。

2. 「普通教育を主とする学科」に新たな学科を設置可能とする趣旨は何か。

(「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化)

- 高校生の約7割が在籍する普通科においては、これまでも大学や産業界等との連携の下で様々な教育を展開したり、地域社会との課題解決に貢献する活動を実践したりと先進的な取組を進める学校が存在する。現行法令上、「普通教育を主とする学科」は普通科のみとされているが、そうした先進的な特色・魅力ある取組が行われていることを可視化し、取組を積極的に推進する観点から、地域社会や学校を取り巻く状況を踏まえ、「普通教育を主とする学科」として、普通科以外の名称を称することができるよう、「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化・大綱化する措置を講じることが求められる。
- 「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化・大綱化する際、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令に基づく教育が行われることは当然の前提として、普通教育として求められる教育内容であって、特色・魅力ある教育を実現すると認め

られる場合には、設置者の判断により、当該学科の特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることを可能にしてはどうか。

- なお、特色・魅力ある教育内容を学科名称によって表現しようとする場合、現行制度においては「その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」として設置することとなるが、専門教育を主とする学科として設置するため、全ての生徒に 25 単位以上の専門教科・科目を履修させることが要件として定められている。

(現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力の育成)

- 更に、今後の高等学校の特色化・魅力化の方向性を考える際、現在の地域社会、国家、国際社会を取り巻く環境を踏まえ、現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力の育成を目指すことが高等学校教育には求められる。
- すなわち、現代社会を取り巻く環境は、グローバル化に象徴される社会の多様化、情報化や技術革新の急激な進展による大きな社会的変化が特徴として挙げられ、現代社会においては、マクロな社会経済の在り方のみならず、ミクロな個々人の生活の有り様も含めて、我々は変化から無関係ではいられない。こうした現代社会の特徴を前提とするならば、これまでの在り方を前提とした振る舞いを継続しさえすればよいという考えではなく、様々な変化を前向きかつ柔軟に受け止め、人間ならではの感性を豊かに働かせて場面や状況を理解し、課題や目的を自ら設定しながら、膨大な情報の中から適切なものを主体的に取捨選択し、習得した知識を相互に関連付け、多様な他者と協働して新たな価値を生み出していくことが求められ、高等学校教育を通じて、こうした資質・能力の育成に向けた学びが進められる必要があるのではないか。
- また、教育には個々の学習者の多様な個性・能力の最大限の伸長、自己実現を目的とする重要な役割があるが、これに加えて、平和で民主的な国家及び社会を作り上げていく主体として、社会との関係の中で生きる存在として、適切な判断・意思決定、政治参加や社会参画といった行動を取りうる者を育成するという側面も存在する。OECD Learning Framework 2030 を引用するならば、「私たちには、全ての学習者が、一人の人間として全人的に成長し、その潜在能力を引き出し、個人、コミュニティ、そして地球のウェルビーイングの上に築かれる、私達の未来の形成に携わっていくことができるように支えていく責務がある」のである。
- こうした現代社会において求められる資質・能力や、その育成のために高等学校に求められる機能を踏まえて新たな学科における学びについて検討するとき、現代的な

諸課題に着目した学習には、社会・地域の情勢変化を捉えること、他者と協働して課題解決に取り組むこと、様々な情報の取捨選択を行うこと、抽象的・理論的な知識と具体的な事象とを往復しながら考察することなどが必然的に組み込まれるものとなり、新たな学科には、上述のような機能を強力に果たし、他の学科における取組を牽引・先導する存在となることが期待されるのではないか。

- また、OECD Learning Framework 2030 においては、環境（気候の変化や天然資源の枯渇に対応する行動・適応等）、経済（科学技術分野におけるイノベーション、国家間・地方間の経済的な相互依存関係等）、社会（都市化、社会的・文化的多様化等）といった各領域における急速な変化を例示しながら、急速に変化する世界における新たな解決策の必要性が提示されている。こうした諸課題の解決に向けた人材育成も、新たな学科における学びの成果として期待されるのではないか。

（従来の普通科等における取組との関係性）

- こうした新たな学科において期待される学びについては、従来の普通科や専門学科、総合学科を置く高等学校においても、特色化・魅力化の一貫として行われている事例もあり、また、特色あるコースや教育課程の類型を設けるなどの工夫も見られるところである。新たな学科の設置を可能とすることは、こうした各高等学校におけるこれまでの取組を否定するものではない。高等学校における組織編成上の基本的な単位である学科として設置することを可能とし、制度的な裏付けを付与することによって、特色・魅力ある取組を奨励・推進するものと言えるのではないか。

（新たな学科を設置可能とする時期）

- 新学科の設置など学科の再編については、各都道府県の高等学校改革計画等に基づき行われるという実態があり、計画の始期・終期は各都道府県によって異なっている。既に本ワーキンググループでの議論と並行してスクール・ミッションやスクール・ポリシーの検討を進めている自治体があることを踏まえて、新学科の設置については、各高等学校の特色化・魅力化の検討状況に応じて設置者の判断により適切な時期に行うことができる制度設計が望ましいのではないか¹。

3. 新たな学科においては、どのような資質・能力の育成が目指されるべきか。

（普通科・専門学科・総合学科との比較）

¹ 総合学科を制度化した際には、平成5年2月12日に高等学校教育の改革の推進に関する会議「高等学校教育の改革の推進について（第四次報告）」において総合学科の設置趣旨や教育課程の編成等について取りまとめられた後、同年3月10日に総合学科の設置を可能とする「高等学校設置基準の一部を改正する省令」が公布され、平成6年4月1日に施行された。

- 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に高度な普通教育及び専門教育を行う教育機関であるが、普通教育とは「一般的にすべての人間にとって日常の生活を営む上で共通的に必要とされる一般的、基礎的な知識技能を施し、人間として調和のとれた育成を目指す教育」とされており、それに対し、専門教育とは「専門的な知識及び技能を修得させる教育」とされている（参照：鈴木勲編著「逐条学校教育法 第8次改訂版」学陽書房）。ただし、新学習指導要領において、育成すべき資質・能力が①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で整理されたことから明らかであるように、高等学校教育において育成すべき資質・能力は個別の事実的な知識や技能という狭い意味での知識・技能にとどまらず、こうした3つの柱に整理された資質・能力を指すものであることは論を俟たない。

- 新たな学科については、「普通教育を主とする学科」の一つとして設置されることになるものであり、「専門教育を主とする学科」のように特定の専門的な分野や職業分野に関する知識及び技能の習得を目的とするものではないが、現在の普通科との対比では、錯綜し多様化する現代社会の現状を踏まえ、地域社会や我が国・世界が抱える現代的な諸課題に積極的に関わり、地域社会や我が国・国際社会の持続的発展に寄与するよう、必要な資質・能力を育成するための学びに重点が置かれた特色・魅力ある教育が行われるべきなのではないか。
このほか、生徒や学校の実態等に応じて、義務教育段階での学修内容の確実な定着を図ることを通じて一人一人の生徒の学習意欲を高め、それぞれの興味・関心、進路等に応じた教育活動を行うことも求められるのではないか。

- また、総合学科は、平成3年4月に示された「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（第14期中央教育審議会答申）において「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科」として設置が提言され、高等学校設置基準においては「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」として定義されている。高等学校学習指導要領においては、「産業社会と人間」を原則として入学年次に履修させるものとされていること、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設すること等が定められている。
こうした総合学科の性格や各教科・科目の履修等の特徴を踏まえると、普通教育を主とする新たな学科とはその性格が異なるものと言える。

- なお、専門教育を主とする学科のうち、理数や国際関係など普通教育に関する教科・科目のうち高度な内容のものを扱う学科については、新たな学科を含む普通教育を主とする学科の枠組みに統合することについて、新たな学科での取組も踏まえつつ

将来的な課題として検討が必要であることについては「論点整理」において示されたとおりである。

(各学科において育成される資質・能力)

- 1. の新たな学科の趣旨等を踏まえ、「普通教育を主とする学科」のうち「普通科」以外の各学科において育成すべき資質・能力を検討すると、例えば以下のように整理することが考えられるのではないか。

・「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」においては、現代的な諸課題のうち、地域社会や学校を取り巻く状況に応じて、特に SDGs の実現や Society5.0 をはじめとする、複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みも超えるようなボーダレスな課題が存在することに着目し、将来の国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する知識及び技能の習得と、習得した知識及び技能の活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成、また、自己の在り方生き方と国際社会及び日本社会のつながりを考えながら、社会の持続的な発展に関わり、豊かな人生を切りひらくための学びに向かう力、人間性等の涵養を目的とすること。

・「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」においては、現代的な諸課題のうち、地域社会や学校を取り巻く状況に応じて、高等学校が所在する地元自治体を中心とする地域社会が様々な課題と魅力を有していることに着目し、地域社会の歴史や現状に関する理解を深め、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能の習得と、習得した知識及び技能の活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成、また、自己の在り方生き方と地域社会のつながりを考えながら、地域社会の持続的な発展や価値の創出に関わり、豊かな人生を切りひらくための学びに向かう力、人間性等の涵養を目的とすること。

・「その他特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」においては、地域社会や学校を取り巻く状況に応じて、高等学校の設置者が設定するスクール・ミッション等に基づき、上述の考え方や「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」及び「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」において育成すべき資質・能力も参考にしながら、育成すべき資質・能力を設置者において適切に定めること。

- なお、地域社会や日本社会、国際社会における課題は互いに関連しているのであって、世界的な課題に対応する学びを通じて、改めて自らの生活する地域に目を向けることになることや、地域社会が抱える課題について学ぶ中で同様の課題を抱える地域

が国内外にもあることを知り、そうした課題解決を志向することなども想定される。このため、「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」や「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」は、あくまでも当該学科における教育活動の特色として何に重点を置くかを示すものである点に留意が必要であり、「その他特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」も含め、設置者においてこれらの特徴を組み合わせた学科も設置できるような制度化が必要ではないか。

(新たな学科に入学する生徒像)

- こうした新たな学科への入学を希望する生徒は、例えば国際機関で活躍したいであるとか、高等学校卒業後すぐに地元企業で就職したいであるとか、具体的な将来像を持っている者に限定されるものではないのではないか。上述のとおり、世界的な課題に対応する学びを通じて、改めて自らの生活する地域に目を向けることになることや、地域社会が抱える課題について学ぶ中で同様の課題を抱える地域が国内外にもあることを知り、そうした課題解決を志向することなども想定されることから、現代的な諸課題に着目した探究的な学びのプロセスを通じて、自己の在り方生き方を見つめ直すことを志向する生徒こそ、新たな学科において受け入れるべき生徒像ではないか。

4. 新たな学科における教育の特色は、どのようなものか。

(新たな学科に期待される教育の特色についての基本的な考え方)

- 中央教育審議会に対する今回の諮問においても言及されているように、高等学校の多様化が進む中で、一部の高等学校では、大学や産業界等との連携の下で様々な教育が展開されていたり、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が実践されていたりする等、特色化・魅力化に向けた取組が進められているところである。「普通教育を主とする学科」としての新たな学科を設置する場合には、2. で述べた資質・能力の育成を目指し、これまでの先行的な取組を参照しながら特色・魅力ある教育活動を展開していくことが必要となるが、具体的にどのような特色ある教育活動に取り組むことが期待されるのかが論点となる。
- 高等学校教育の在り方をめぐっては、これまでも中央教育審議会においては、初等中等教育最後の教育機関として、社会で生きていくために必要となる力を全ての高校生が共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、多様な学習ニーズにきめ細かく対応し、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸として審議及び提言がなされてきたところである。その上で、高等学校教育の共通性と高等学校教育全体の質の確保を図る観点から、高等学校学習指導要領においては必修教科・科目が設定され、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるための学習内容が定められているところであり、令和4年

度から順次年次進行で実施される新高等学校学習指導要領においても同様の考え方が示され、各制度が設けられているところである。そのため、本WGにおいて新たな学科における教育活動の特色を検討するに当たっても、これまでの中央教育審議会における議論を踏まえた検討がまずもって必要ではないか。

- その上で、「普通教育を主とする学科」において特色・魅力ある教育を実現する新たな学科の教育活動の特色としては、全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台とした上で、生徒の多様な学習ニーズに対応し、生徒の興味・関心や得意分野を踏まえた学習の機会を提供することを主眼として位置づけることを考える必要があるのではないか。これにより、高等学校教育としての質を確実に担保した上で、高校生自らが将来のために何に取り組んでいくべきかを考え、主体的な学びや自発的なキャリア形成を促していくことにつながるものが期待されるものである。
- なお、現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力の育成に至らず、単なる体験やテーマ学習にとどまり、「活動あって学びなし」と批判されるようなものであってはならず、具体的な物事から課題・目的を発見し、既存の知識を相互に関連付けて新たな知を生み出すことも含め、抽象的・理論的な知識の習得・活用のための学びも当然に含まれる必要があるのではないか。

（「学問」に関する変化）

- 日本学術会議の提言によれば、21 世紀の我が国や人類社会においては、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする新型感染症、地球環境・生態系破壊の危険性、地域紛争・テロ、金融危機といった問題など、予測のつかない困難が襲っており、また、グローバルな経済競争の中での種々の対立や貧困・差別などの課題、さらには、多文化共生・多民族共生といった国家レベルを含むローカルな文化・社会の活性化を持続的に確保・促進するという課題にも直面している。現代は、ローカルな諸課題にも、ナショナルな諸課題にも、グローバルな諸課題にも対応し得るトランス・ナショナルな教養知と実践知が求められており、こうした現代の諸課題に対し、合理的かつ適切な解決方法を構想し実行していくための知識基盤社会の中核となる知識・叡智・教養の再構築が重要な課題となっており、そうした中で、学際的・統合的・俯瞰的な学術体系の構築を図る「知の統合」を実現して新しい学術体系の構築を図るなど、従来の縦割りの学問分野を超えて、現代社会の諸課題に対応した新たな知の構築に向けた動きが提唱されてきた²。

- また、同会議の報告によれば、学問の一つの重要な特徴は普遍性であると考えられ

² 日本学術会議「日本の展望 ―学術からの提言 2010」平成 22 年 4 月 5 日

る一方で、現在の我が国の学問の動向として、大学教育の学問分野をめぐっては、我が国の専攻分野の名称が約 700 種類以上となっているなど専攻分野の概念が拡大し、伝統的な学問分野の境界線を越えて、時代の問題意識や社会のニーズに即して、従来の学問分野にとらわれない独自の対象を学修の主題とされることも多くなっていることが指摘されており、伝統的な学問観とは異なる、新たな学問領域の確立や学際的・複合的な学問分野の増加が著しい状況となってきた³。新たな学科の教育活動の特色を検討するに当たっては、このような学問体系の変化、学問領域・分野に関する動向を踏まえることも必要ではないか。

（「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」の教育活動の特色の基本的考え方）

- 上記のように、21 世紀の現代社会をめぐる複雑な諸課題に対応して従来の学問分野が流動化し、新たな学問領域や学際的・複合的な学問分野が登場している状況を踏まえると、「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」については、現代的な諸課題のうち、特に SDGs や Society5.0 をはじめとして、これまでの学問領域・分野、とりわけ細分化された特定の専門的知識だけでは対応できないような、現代社会が抱える複合的かつトランス・ナショナルな課題に対応する新たな学問領域や学際的・複合的な学問分野に即し、最先端の学びに取り組むことを各設置者が志向する場合において、設置することが想定されるものではないか。
- そのため、「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」においては、当該学校のスクール・ミッションとスクール・ポリシーに基づき着目する社会的課題に関連させ、新たな学術領域における最新の学術的知見や、複数の学問分野に関する系統的な知識及び技能、そこから再構築された統合的な知見についての構造的な理解に基づき、それを活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、当該社会的課題を捉え思考することにより、当該社会的課題の分析や解決に資する統合的な学術領域や学問分野（ディシプリン）に関する「見方・考え方」を鍛えていく最先端の学びを実現することが特色となるのではないか。

（「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」の教育活動の特色の基本的考え方）

- 一方、現代的な諸課題のうち、人口減少の加速化や高齢化の進行といった課題は、

³ 日本学術会議大学教育の分野別質保証委員会「学士の学位に付記する専攻分野の在り方について（報告）」平成 26 年 9 月 17 日。なお、同報告においては、大学での研究活動についても、特定のディシプリンの発展の道筋に沿って推進される研究活動と、現実社会の課題を対象として幅広い多様なディシプリンの知的貢献の上に推進される研究活動を対比させ、現代社会においては後者の重要性が高まっているとする議論が存在すると指摘している。

特に地方部において深刻な課題となっており、様々な社会的・経済的な課題が生じる中、地域社会の持続可能性は我が国社会の将来にとって大変重要な政策課題となっている。「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」については、地域における人材育成の中心的機関として、地域社会に根差し、地域の課題や魅力に対応した学びに取り組むことを各設置者が志向する場合において、設置することが想定されるものではないか。

- そのため、「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」については、当該学校のスクール・ミッションとスクール・ポリシーに基づき着目する地域の課題や魅力に関連させ、地域社会が有する交流や活動のネットワークを最大限に活用して、地域社会がこれまで積み重ねてきた歴史や文化、産業・経済などに関する知見やこれまでの実践を通じた取組の蓄積をもとに、事例研究やフィールドワークなども重視して、地域社会の課題や魅力に関する実践的な学びに取り組むことで、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能を身に付け、それを活用する中で、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、当該地域課題を捉え思考することにより、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく実践的な学びを実現することが特色となるのではないか。

（「その他特色・魅力ある教育を実現する学科」の教育活動の特色の基本的考え方）

- また、「その他特色・魅力ある教育を実現する学科」についても、上記の「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」や「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」における教育活動の特色を参考にしつつ、当該学校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づき、必要となる統合的な学術領域や学問分野に関する最先端の知見を身に付けたり、事例研究やフィールドワークなどを重視した実践的な学びに取り組んだり、また、義務教育段階での学習内容の定着を含めた当該学科における教育課題に対応する学びに取り組んだりすることで、各学問分野の知識及び技能を身に付け、それを活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、各学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく学びを実現することがその特色となるのではないか。

（新たな学科に共通する教育活動の特色の基本的考え方）

- 上述のような新たな学科の教育活動の特色の基本的な考え方を踏まえれば、高等学校学習指導要領に定める必修教科・科目などの各学科に共通する各教科・科目の学びを基盤に置きつつ、各学科のスクール・ミッションやスクール・ポリシーに応じて着目する社会的課題に関連する新たな学術領域又は複数の学問分野から再構築され

た統合的な知見に関する学びや、地域社会の課題や魅力に関連させた実践的な学び、各学科における教育課題に対応する学び等が実現できるよう、学校設定教科・科目が開設されることが必要なのではないか。

その上で、各教科・科目及び当該学校設定教科・科目、総合的な探究の時間を相互に関連付け、総合的な探究の時間において当該社会的課題に対応するにふさわしい探究課題に関する探究的・実践的な学びなどに取り組むことが適当ではないか。これらの教科・科目等が各年次にわたって体系的に開設されることにより、社会との関わりの中で生徒自身が自己の在り方生き方を考えるとともに、各教科・科目や総合的な探究の時間における学習との往還を実現していくことが期待されるのではないか。

- また、生徒の学習意欲を喚起し、その能力を最大限伸長するという新たな高等学校教育の目的を達成するために先導的に取り組むことが新たな学科には求められることから、教育課程の編成に当たっては幅広く選択科目を開設し、生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望、学習経験などの特性等に応じた主体的な科目選択を可能とする単位制による教育課程を取り入れることによって、生徒にとっての教育課程の弾力化を図ることも考えられるのではないか。

(新たな学科における体制づくりに関する基本的考え方)

- こういった学びを実現するためには、各学校においては、組織的かつ計画的に教育活動に取り組むことがこれまで以上に重要となり、校長をはじめ管理職が適切にカリキュラム・マネジメントを実施し、学校全体で校内の全ての教職員が協力して取組を進めることが必要である。これまでの高等学校教育の振興、特色化・魅力化に向けた取組においては、管理職や教務主任・研究主任、担当教科の教員のみが担当し、その他の教科の教員は必ずしも積極的に取り組んでこなかったというような状況も一部の学校においては見受けられてきたところであるが、新たな学科においては教科等の枠を超えた横断的・総合的な取組がこれまで以上に必要となり、学校全体において、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を確保し、効果的に活用していくことが何よりも重要であり、それを実現するための検討が国においては求められるのではないか。
- 新たな学科における学校設定教科・科目の指導においては、当該教科・科目における学習内容と関連性の高い教科の免許状を有する教師が中心となって指導することが考えられるが、新たな学科における学びの特色を踏まえ、関係機関と連携・協働しながら、当該教科・科目の学習内容に関連する専門性を有する外部人材の助力を得て授業を行うことが求められるのではないか。

- 新たな学科の特色を生かした教育活動が行われるためには、それぞれのスクール・ミッションやスクール・ポリシーについて全教職員が共通理解を得る必要があり、特に公立高等学校においては人事異動によって毎年度教職員が入れ替わることも踏まえて、新たに当該学科を担当する教員に対するサポートが求められるのではないか。
- 新たな学科における取組を推進し、他の学校にも波及させるため、文部科学省においては、先行事例の収集・周知に取り組むとともに、学校間での交流を促進することが求められるのではないか。

5. 新たな学科において特色・魅力ある教育を行うに当たって、関係機関とどのように連携・協働するべきか。

- 現代的な諸課題という生きた事象を取り扱うに当たっては、教室内の学びだけではなく、実際の現場に赴いて諸課題の現状を目の当たりにしたり、最前線で課題解決に取り組む社会人の姿に学んだりすることが非常に重要である。このためには、高等学校が有する教育資源のみで対応するのではなく「社会に開かれた教育課程」の観点から、関係機関と連携・協働し、高校生の学びを社会総がかりで支えていく必要がある。
- ・「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」においては、新たな学術領域における最新の学術的知見や、関連する複数の学問分野から再構築された統合的な知見をもとに、着目する社会的課題に関連させて最先端の学びを体系的に履修・修得させるため、各社会的課題に関連する最新の知見を有する国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関、研究機関、企業、NPO 法人等との連携・協働を実現するネットワークの構築が求められるのではないか。これらの関係機関との間では、いわゆる「アドバンストプレイスメント」と呼ばれるような大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築、国際機関や研究機関・企業等と連携した講座の開設、社会人講師の派遣（TT）等が期待されるのではないか。
- ・「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」においては、各地域社会が積み重ねてきた産業・経済や社会・文化などに関する知見や、これまでの実践的な取組の蓄積をもとに、地域社会が抱える課題の解決に資する知識・技能の習得や、事例研究やフィールドワークなどを重視した実践的な学びに取り組むため、高等学校が所在する地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体、社会教育機関、NPO 法人、小・中学校等との連携・協働を実現するネットワークの構築が求められ、関係機関には、フィールドワーク先としての協力や社会人講師の派遣（TT）等が期待されるのではないか。

・「その他特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」においては、各高等学校の設置者が定めるスクール・ミッション等に基づく教育活動を展開するに当たって必要な関係機関との連携・協働が求められるのではないか。

○ 新たな学科における探究的な学びを支えるためには、個人的・一時的な「個対個」の連携・協働だけでなく、高等学校教育の全体を通じた教育課程を編成・実施する観点から、関係機関との組織的・継続的な「組織対組織」の連携・協働とすることが必要である。このため、新たな学科を置く高等学校と関係機関による継続的な連携・協働体制を構築することや、協働体制を基盤として高等学校と関係機関とのコーディネート機能を担うコーディネーターを配置することも必要となるのではないか。コーディネーターは専従可能な者を配置することも考えられるが、地域連携を担当する教師や事務職員、地域学校協働活動推進員等の外部人材が担うことも想定される。

○ 特に、「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」においては、「社会に開かれた教育課程の実現」と「高等学校を核とした地方創生の実現」の好循環の基盤となる協働の組織体制を構築する観点からの体制構築が必要となる。特に公立高等学校においては、学校運営協議会の設置が努力義務とされていることから、まずは学校運営協議会の設置を進めることが重要ではないか。

その上で、高等学校と地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体、社会教育機関、NPO 法人、小・中学校等の関係機関が「コンソーシアム」として、一体的に合意形成を図りながら、計画的・持続的に高等学校と地域が連携・協働する体制づくりが求められるのではないか。高等学校と地域との連携・協働を進めるためには、校長のリーダーシップが重要であるが、教育課程の作り上げの段階から関係機関が関わることには大きな意義があり、コンソーシアムの構成員は単なる助言にとどまらず当事者意識を持った参画が求められるのではないか。

○ なお、「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」におけるコンソーシアムと、学校運営協議会や地域学校協働本部との関係については、学校運営協議会や地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、関係機関とのコーディネート機能を担っているものをコンソーシアムとして位置付け、高校を核とした地域づくりを推進することが必要ではないか。

学校運営協議会は、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができるといった機能を有しており、また、地域学校協働本部は、多様な地域住民や団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進するといった機能を有している。これらは、上述のような教育課程の編成や地域

資源の掘り起こし・活用、関係機関との連携・協働等に取り組むことも可能であることから、「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」を有する高等学校における学校運営協議会や地域学校協働本部には、それらが有機的に連携することによって、コンソーシアムとしての機能を果たすことが求められるのではないか。

高等学校通信教育の質保証方策（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、ガイドラインの策定及び周知、広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）の実施等を行い、これまでも高等学校通信教育の質の確保・向上を図るための取組を進めてきたところである。
- しかしながら、近年においても未だに様々な課題が明らかとなっており、例えば点検調査では以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

○教育課程の編成・実施に関する主な事例

- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施する事例
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントする事例、試験を1科目20分で行う事例
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価がなされていない事例
- ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるという、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
- ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終えていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例

○広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ サテライト施設に所属する生徒の教育活動をサテライト施設任せとしている事例
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例

○学校評価に関する主な事例

- ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例

高等学校通信教育の質保証方策（概要）

- 時代の変化・役割の変化に応じて多様な生徒が在籍する実態を踏まえ、**通信制高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下で存分に学ぶことができるよう、以下の対応方策を通じて、高等学校通信教育の質保証の徹底を図る。**

①教育課程の編成・実施の適正化

○「通信教育実施計画」（仮称）の策定・明示

各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画やその実施予定内容等を記載した体系的な計画として「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示するよう義務付ける。

○面接指導の意義及び役割等の明確化

面接指導の意義及び役割を踏まえ、ガイドラインの改訂等により、面接指導は少人数で行うことを基幹とすること、集中スクーリングで1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等にも観点別学習状況の評価を実施すること、試験の時間及び時期を適切に定めること等の事項を明確にする。

②サテライト施設の教育水準の確保

○実施校の責任下でのサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底

実施校は各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を実地調査や連絡会議等により適切に把握・管理するとともに、各サテライト施設の教育活動等に関する情報開示を実施することを求める。

○面接指導等実施施設として備えるべき教育環境の確保

面接指導や試験等を実施する施設（面接指導等実施施設）について、どの都道府県が設置認可する施設であっても高等学校通信教育を担うに相当と考えられる教育環境を共通に確保するため、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、面接指導等実施施設に求められる共通の基準に関し必要な措置を講ずる。

③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

○多様な生徒に応じた教育相談体制の充実

在籍生徒の若年化・多様化している実態を踏まえ、ガイドラインの改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めること等を明確にするとともに、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進等を図る。

○きめ細かな指導・支援を実現するための教員配置

面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備するために教諭等を適切に配置すべきであることを明確化する。その際には、生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講ずる。

④主体的な学校運営改善の徹底

○学校評価・自己点検の徹底

法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底を図るとともに、第三者評価を推進。さらには、ガイドラインを踏まえた共通のフォーマット「自己点検チェックシート」（仮称）に基づく自己点検の実施・公表を求める。

○情報開示の徹底・好事例の創出共有

教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付ける。さらに、各学校が互いによりよい通信教育を主体的に研究するため、高等学校通信教育研究協議会等の場を設ける。また、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用する好事例の創出・共有を図るため、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象にした実証研究を実施する。

高等学校通信教育の質保証方策（概要）

【①教育課程の編成・実施の適正化】 ※ 関係箇所を一部抜粋

- ・ 面接指導は、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則を踏まえ、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること。
- ・ その上で、面接指導は、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的、体系的に指導することが必要であること。とりわけ、特別活動や総合的な探究の時間は、不適切な運用も多く見受けられることから、その目標及び内容に改めて留意した上で適切な学習活動を行うこと。
- ・ 面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、全日制課程では1日当たり6単位時間程度の授業を実施する学校が多いことも踏まえ、生徒及び教員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設定したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題の作成等を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保する方策を講じること。その際、通信制課程に在籍する生徒の多様な状況に留意しつつ、新学習指導要領に基づき、観点別学習状況の評価が可能となる報告課題の作成等を求めること。
- ・ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

(参考) 高等学校通信制課程の概要

高等学校通信制課程の概要

- **高等学校通信制課程は、**勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして、**勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 (※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

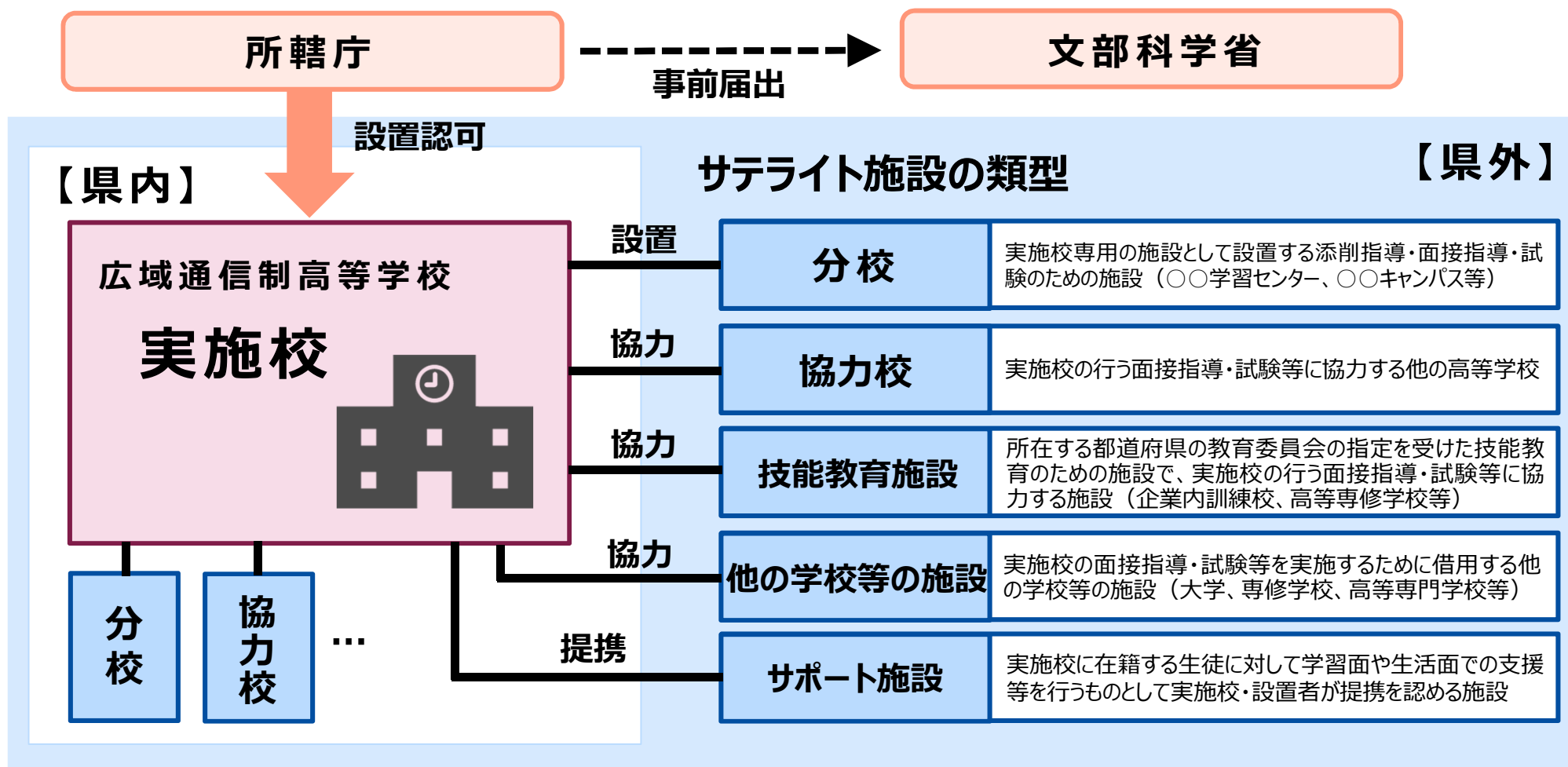
各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

高等学校通信制課程の概要

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在**している。



参照条文（設置基準関係）①

○高等学校通信教育規程（平成16年文部科学省令第21号）

（趣旨）

第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。

3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（協力校）

第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

（通信制の課程の規模）

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

参照条文（設置基準関係）②

○高等学校通信教育規程（平成16年文部科学省令第21号）

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

（事務職員の数）

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

（施設及び設備の一般的基準）

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

一 教室（普通教室、特別教室等とする。）

二 図書室、保健室

三 職員室

2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

参照条文（設置基準関係）③

○高等学校通信教育規程（平成16年文部科学省令第21号）

（校具及び教具）

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

参照条文（設置基準関係）③

○高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示令第68号）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、1 から4 まで（3 の（3） 、（4） 並びに（7） のエの（ア） 及び（イ） を除く。） 並びに第1 款及び第3 款から第7 款までに定めるところによるほか、次に定めるところによる。

（1） 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1 単位時間は、50 分として計算するものとする。以下同じ。） 数の標準は、1 単位につき次の表のとおりとする。

（表略）

（2） 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 単位につき、それぞれ1 回以上及び1 単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。

（3） 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 単位につき、それぞれ1 回以上及び1 単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

（4） 各学校における面接指導の1 回あたりの時間は、各学校において、（1） から（3） までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。

（5） 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）のうち、10分の6 以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6 以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8 を超えることができない。なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

（6） 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

新時代に対応した高等学校教育の在り方（これまでの議論を踏まえた論点整理）（令和2年7月17日 高校WG）より本文抜粋

高等学校通信教育の質保証方策

- 通信制課程を置く高等学校（以下「通信制高等学校」という。）は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程等の関係法令を当然に順守するとともに、ガイドライン¹をしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められる。

これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、学校運営や教育活動の改善に向けての取組が浸透する一方で、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。

- 例えば、広域の通信制の課程を置く高等学校（以下「広域通信制高等学校」という。）に対する点検調査では、以下のような事例が確認されている。
- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施する事例
 - ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
 - ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントしたり、試験を1科目20分で行ったりする事例
 - ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価がなされていない事例
 - ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるという、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
 - ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終えていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例
 - ・ サテライト施設に所属する生徒の教育活動をサテライト施設任せとする事例
 - ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例
 - ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例
- 加えて、「面接指導以外の教育活動にも相当な時間を充てているという実態がある一方で、教職員は5名以上でよいという基準や、施設設備が必ずしも十分とはいえないことから、広域通信制の教育環境を整えるために、生徒のためにも、通信制の設置基準をその実態に合わせて全日制のようにすべきではないか」、「他の都道府県で認可されている通信制高校のうち、サテライト校が設置されている地域が、その設置について何も意見を言えないという点については、国全体で規則を作るべきではないか」、

¹ 文部科学省「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。平成30年3月一部改訂）

「広域通信制の面接実施施設について、認可基準の緩やかな都道府県ではマンションの一室で行われるようなこともあるため、基準を統一することにより教育の質が保たれるのではないか」といった意見があげられた。

- 以上のような現状の課題等を踏まえ、高等学校通信教育の質保証を徹底するべく、①教育課程の編成・実施の適正化、②サテライト施設の教育水準の確保、③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実、④主体的な学校運営改善の徹底、の4つに分けて対応方策を整理することとする²。

① 教育課程の編成・実施の適正化

- 面接指導は、これからの時代に求められる資質・能力を育むために欠かすことのできない指導であり、高等学校通信教育の特質や今後職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等に鑑みれば、添削指導や試験との相互の関係も踏まえながら、その意義及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に計画した上で実施すべきものである。

そのため、高等学校通信教育を実施するに当たっては、各年度における添削指導の年間計画、面接指導の年間計画とその実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法や報告課題の作成等の基本的な実施計画、試験の日程、学修成果の評価の基準等を記載した体系的な計画として「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適当であると考えられる。

- その上で、教育課程の編成・実施や「通信教育実施計画」（仮称）の策定に当たり、関係法令やガイドライン等の独自の解釈により恣意的な運用が行われることを防ぐため、ガイドラインの改訂等により、以下の点を明確にすることが適当と考えられる。

- ・ 面接指導は、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則³を踏まえ、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生

² 通信制課程の在り方については、「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において検討を進めているところ、ワーキンググループではその検討状況を踏まえながら対応方策を整理することとしている。

³ 本資料で指摘する「個別指導の原則」は、個々の生徒を分断する趣旨のものでは決してなく、生徒の学習の進捗を十分に把握した上で、添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、学校教育として当然に求められる、教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて行われる指導であることに留意しなければならない。「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」においては、面接指導とは、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、直接教師の指導を受けるとともに、集団の中で協働的な学びを実現する場で提供するもので、生徒の人間形成の面において極めて重要な意義をもつ指導方法であることや、面接指導の実施に当たっては、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指

徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること⁴。

- ・ その上で、面接指導は、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的、体系的に指導することが必要であること。とりわけ、特別活動や総合的な探究の時間は、不適切な運用も多く見受けられることから、その目標及び内容に改めて留意した上で適切な学習活動を行うこと。
- ・ 面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、全日制課程では1日当たり6単位時間程度の授業を実施する学校が多いことも踏まえ、生徒及び教員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設定したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように、免除する時間数に応じて報告課題の作成等を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保する方策を講じること。その際、通信制課程に在籍する生徒の多様な状況に留意しつつ、新学習指導要領に基づき、観点別学習状況の評価が可能となる報告課題の作成等を求めること。
- ・ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

(以下略)

導を行うものであることなど、歴史的な経緯及びこれからの時代に求められる資質・能力を踏まえながら面接指導の意義及び役割を整理している。

⁴ 同時に面接指導を受けるに当たり望ましい生徒数は、各教科・科目等の特質に応じて異なるものと考えられるところであり、各学校において学校や生徒の実態等を踏まえながら面接指導の意義及び役割を十分に発揮できる人数を適切に設定することが考えられる。なお、全日制課程及び定時制課程では、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条の規定により、同時に授業を受ける一学級の生徒数は40人以下とされていることを踏まえれば、個別指導が重視される通信制課程では、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲にすべきものと考えられる。